

索道事業運送約款

谷川岳ロープウエー株式会社

(適用の範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送は、この運送約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は当社の係員（以下「係員」という。）が運送の安全確保と秩序の維持のために行う指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限等をする場合を除いて旅客の運送を引受ける。

(運送の引受け又は継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客の運送の引受け又は継続を拒絶できる。

- 1 旅客が有効な乗車券を所持していないとき。
- 2 旅客が係員の指示に従わないとき。
- 3 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- 4 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 5 旅客が泥酔した者又は監護者に伴われていない小児など旅客の状態等から、運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- 6 危険品等を所持しているとき。
- 7 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
- 8 旅客が特定感染症の患者等であるとき。
- 9 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
- 10 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は当社の都合による場合に、索道の運転若しくは乗車券の販売の制限若しくは停止又は定員、携行品の大きさ若しくは個数の制限をすることがある。

(乗車券の発売)

第6条 当社は、当社の経営する索道事業に関する乗車券を、チケットカウンター等において発売する。

(乗車券の効力)

第7条 乗車券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

2. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売した乗車券は、その券面表示の額にかかわらず通用期間内は有効とする。
3. 次の各号のいずれかに該当する乗車券は無効とする。
 - ① 汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったもの。
 - ② 旅客その他の者が故意に改造又は変造したもの。
 - ③ 転売、転貸されたもの。

- ④ 通用期間を経過したもの。
- ⑤ 氏名記載の乗車券を、記名者以外の者が利用したとき。
- ⑥ 不正な手段により取得したもの。
- ⑦ 書き換え又は再発行した場合における原券。

(乗車券の確認等)

第8条 当社は、旅客が乗車の際、改札ゲートにて乗車券の確認又は減算を行う。

2. 旅客は、係員が乗車券の確認のため提示を求めたときは、これを拒むことができない。

(運賃及び適用方法)

第9条 当社が旅客から収受する運賃及び適用方法は、事業所又は出札所において掲示した運賃及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の運転途中の旅客に対する取扱い)

第10条 当社は、索道が天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合、乗客に対して運転再開後に必要な継続運送の措置を行う。

(運賃の払戻し)

第11条 当社は、当社の責により索道の運転ができないとき又はその事由があるときは、その運用期間内に限り旅客の所持する当社発行の乗車券の残存相当額の払戻しを行う。

(責任の始期及び終期)

第12条 当社の運転に関する責任は、旅客が機器に乗車したときに始まり、降車したときをもって終わる。

(乗客の禁止行為)

第13条 乗客は、次の行為を行ってはならない。

<リフト>

- 1 機器からの飛び降り又は所定位置以外で乗降すること。
- 2 スキー、スノーボードその他の携行品又は搬器を揺らすこと。
- 3 スキー、ストック等で機器や索道施設を突く等の破損行為をすること。
- 4 乗車中に喫煙すること。
- 5 横乗り等の危険な姿勢で乗車すること。
- 6 その他安全運送をさまたげる行為や他の乗客が不快又は不安に感じる身なりや言動をすること。

<ロープウェイ>

- 1 スキー、ストック等で機器や索道施設を突く等の破損行為又は他の乗客にぶつけるなどの危険な行為をすること。
- 2 乗車中に喫煙すること。
- 3 搬器の中で騒いだり暴れたりするなど、他の乗客が不快又は不安に感じる行為をすること。
- 4 その他安全運送をさまたげる行為や他の乗客が不快又は不安に感じる身なりや言動をすること。

(旅客に関する責任)

第14条 当社は索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- ① 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥若しくは機能の損害がなかったこと等が証明されたとき。
- ② 事故が専ら当該旅客又は係員以外の第三者の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第15条 当社は、旅客の運送に関して生じたスキーその他の携帯品等の滅失又は棄損による損害については、これを賠償する責任を負わない。ただし、その滅失又は棄損が当社の過失によるものであるときはこの限りではない。

(旅客の責任)

第 16 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

(無効な乗車券の利用等)

第 17 条 当社は、旅客が第 7 条第 3 項の規定により無効である乗車券を使用したときは、旅客から当該利用に使用した乗車券の販売額の 2 倍に相当する金額の支払いを求める。

(管轄裁判所)

第 18 条 当社の索道輸送について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(約款の変更)

第 19 条 当約款は、民法上の定型約款に該当し、当約款の各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2. 当約款の変更は、当約款の変更内容が適切な方法で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

(最終変更日)

1. 2024 年 11 月 15 日

(効力発生日)

2. 2024 年 12 月 1 日

以上